

第8回「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」議事録

2013年9月13日

日時：2013年9月13日（金） 12：00～13：20

場所：参議院議員会館 地下1階 B106 会議室

出席：中川正春（座長 衆議院議員／民主党）

肥田美代子（事務局長 文字・活字文化推進機構理事長）

石橋通宏（参議院議員／民主党）・植村八潮（専修大学文学部教授 日本出版学会副会長）・相賀昌

宏（日本書籍出版協会理事長 小学館代表取締役社長）・大滝則忠（国立国会図書館長）・樺山紘一

（印刷博物館館長 東京大学名誉教授）・小寺信良（インターネットユーザー協会 [MIAU] 代表理事

事）・榊原美紀（電子情報技術産業協会 [JEITA] 著作権専門委員会委員長 弁護士）・佐藤隆信（日

本書籍出版協会デジタル化対応特別委員会委員長 新潮社代表取締役社長）・里中満智子（マンガ

家）・高須次郎（日本出版者協議会会長）・富田茂之（衆議院議員／公明党）・平尾隆弘（文藝春秋代

表取締役社長）・三田誠広（日本文藝家協会副理事長 作家）

*敬称略 五十音順。

ゲスト：中山信弘（明治大学特任教授 東京大学名誉教授 弁護士）

森孝之（文化庁長官官房著作権課長）

千原正敬（衆議院法制局法制主幹）

司会：肥田美代子事務局長

配布資料①文化審議会著作権分科会出版関連小委員会「中間まとめ（案）」および「概要」

②出版関連小委員会「中間まとめ（案）」に関するコメント

③出版社の権利のあり方に対する提言

④「電子書籍に対応した出版権」（仮称）に係る著作権法改正案骨子および「要約版」

⑤「電子書籍に対応した出版権」への要望

⑥第7回勉強会以降の経緯について

議事進行

（1）挨拶

1. 開会宣言：肥田事務局長（中川座長は公務のため途中から参加、「報告」のあとで挨拶）

2. 配布資料確認：事務局

（2）報告

1. 文化庁：文化審議会著作権分科会出版関連小委員会「中間まとめ（案）」について

⇒森氏より配布資料①「概要」に従って説明がなされ、委員会での論点として特に次の2点について言及した

◎権利の一体的設定の是非

→「中間まとめ（案）」には、小委員会としての結論は明示していない。最終まとめにむけて今後議論してゆく

◎「特定の版面」に対象を限定した権利の付与の是非

→小委員会では権利の法制化に向けた合意の形成には至らなかった

2. 「中間まとめ（案）」に対する見解

⇒中山氏より配布資料②とともに見解の表明がなされた

◎中山提言の趣旨は、権利問題が錯綜する中での落としどころを考えたものであり、中山研究会の6名の学説とは必ずしも一致してはいない。

◎提言①に関して。文化庁の小委員会では「紙は複製権、電子は公衆送信権。両者は異なる権利」という意見が出たと聞かすが、それはおかしい。「編集」という行為があって、それが紙あるいは電子として刊行される、という一連の流れに照らせば、紙と電子の権利は一体のものだ。しかし別々のものという考えもある。どちらが良いのかは出版界の状況による。どちらが妥当か、将来をにらんでいるか、法律の条文として書き易いか、などにもよろう。だが、結局は、出版者と権利者という当時者間の問題で、大きな問題ではない。デフォルトルールを作っても、実際には契約のしかたでバリエーションが生れてくるし、外資はまた別の契約を提示してくるだろう。

◎提言②のサブライセンス（再許諾の可否）も、出版者と権利者が決めることで大きな問題ではない。

◎提言③の「特定の版面に関する権利」は、隣接権に対する出版社の要望を汲むために入れた。出版社が「なくてもいい」というのなら取り下げる。提言③は提言①に吸収されるだろう。雑誌の中の1つの漫画や小説に関する契約に関しても、③が①に吸収される形になるだろう。

◎提言①～③についての結論を早く出して、④の大きな問題に進んでほしい。現在の登録システムは登録料が高いなど多くの問題があり、変えてゆく必要がある。今後、電子出版が増えると権利関係が複雑化し、登録によって権利の所在を明確にする必要が高まる。国会図書館の書誌情報とリンクするのがよく、ライセンスの登録も望まれる。提言④のナショナルアーカイブ構想こそが、日本の出版文化の興隆につながる。

3. 衆議院法制局：「電子書籍に対応した出版権」（仮称）に係る著作権法改正案骨子について

⇒千原氏より配布資料④「要約版」に従って説明がなされた

◇中川座長挨拶

今日はお集まりいただきありがとうございます。河村会長を中心に超党派で議連が設立でき、これまで遅れていた電子媒体に対する権利を、法律として形にしてゆく体制ができました。

その上で、議題の整理をします。文化庁の出版関連小委員会で議論が進められてきました。ベースは中山提言であり、文化庁も中山提言の論点に従って委員会を進めてきました。しかし合意が得られていない、整理ができていない部分に関し

ては、出版者や著作者という関係者の間で調整をし、落としどころを見つけて、法律に落とし込んでいく必要があります。今日の話し合いで、それが進めば、文化庁にも参考にしてもらえますでしょう。

この勉強会では中山提言を採択したので、提言を法制化したらどのような形になるか、として作成されたのが衆議院法制局案です。ここにもやはり整理できていない部分があります。議論によって埋めてゆきましょう。

勉強会はステークホルダーの議論と調整のための場所です。中山先生のような法律の専門家もいらっしやいます。お力を借りて、現在の議論の落としどころを探りたい。そして最終的にはナショナルアーカイブを作り、国民の利便性に寄与したい。ナショナルアーカイブに関しては、今後の勉強会の課題と考えています。なお、整理できないポイントについては、議論の結果を議連に持ってゆき、政治的に論点整理を行うことも考えられます。その結果を文化庁に引き取ってもらい、案に取り入れてもらえるか、など、いろいろと期待しています。

(3) 意見交換

肥田氏：では意見交換に移ります。最初に植村さんと相賀さんからご意見をお願いします。

植村氏：「中間まとめ（案）」は、この勉強会の提案とずいぶん懸け離れたものになった。

提案では「著作権の拡張、再構成」を求め「現行の著作権が電子にも及ぶ。その上で紙のみ、電子のみの設定も可」とされていた。また、紙を違法に電子化してアップロードするという、いまの海賊版被害への対策が必要とされていた。

しかし「中間まとめ（案）」には「著作物を電子書籍として電子出版することを引き受ける者であれば権利の主体となれることが適当である」とある。これは著作権の拡張ではない。

読者には紙の著作物を早く電子で読みたいというニーズがある。紙からの、シームレスで迅速な電子化が必要とされているなかで、電子だけ独立して契約するのは「創作」に対する尊敬を全く欠いており、出版界の実情とも懸け離れている。電子化される出版物の多様化も進んでいる。その状況に対して、衆議院法制局による「特定版面権」なども念頭において議論してほしい。

相賀氏：文化庁小委員会の委員には感謝しているが、私も植村さんと同じ意見である。これから出版界は「中間まとめ（案）」への要望をあらためて出し、パブコメへの対応、さらに著作者の理解を求める活動をしていくつもりだ。

配布資料⑤の冒頭にあるように、文化庁での議論を尊重する。しかし著作権の紙と電子の一体化は譲れない一線である。もちろん著者の意向に従って紙と電子を切り分けるのは当然のことだが、スタンダードは「一体化」。ものを創る立場から当然のことだ。企画から出版まで、出版社は経済的リスクを背負っている。電子だけ持っていかれて「電子出版」されるのは容認できない。文化庁の最終まとめは両論併記ではなく一体化でお願いしたい。海賊版対策については、デジタルの海賊版を出来る限り抑えることができる制度設計を望む。

資料⑤に「電子書籍の発行データ」を添付した。電子書籍における自社出版物の割合が100%でないのは、著者の意向等で、他社出版物を電子化することがあるため。大部分は、著者が、紙を出版した社と同じところで電子化している事実を尊重していただきたい。

「中間まとめ（案）」は第6回までの委員会の議論を受けて作成されたもので、そのあと、第7回委員会の議論があった、最終まとめでは、第7回委員会で出された出版者の意見をさらに反映していただきたい。

高須氏：中山提言を支持していたが、文化庁の委員会ではそういう議論にならなかった。電子出版の流通促進と海賊版対策が目的だったのに、「電子出版権の独立」により権利の主体がふえるという結果になる。これはよくない。権利の一体化を望む。中小の出版社は著者と紙の契約しか結んでいなければ、ネット上の違法アップロードに対抗できない。中山提言③をもっと強く望むべきだった。衆議院法制局案のようなかたちで、提言③に復活してほしい。

里中氏：文化庁の小委員会で、著作者の気持ちに従って意見を述べてきた。私は、出版社は著作者の「おそれ」に沿っていない、と感じている。また文化庁で時間をかけて出来た「まとめ」が物足りないから強化しろ、というのなら、文化庁での議論には何の意味があったのか。配布資料⑤も、すでに第7回委員会で提出されたものだ。

まっとうな出版社もあるが、よくない出版社もある。どんな出版社でも同じ権利を持つというのはこわい。配布資料⑤に、電子書籍のほぼ100%が自社刊行物、とあるが、では、かつて刊行された出版物をどれだけ電子化しているのか。

著作者は出版社に対して立場が弱い。電子書籍の印税に関しても、紙と同じく大手出版社で10%、中小ではもっと低い印税率で定着しつつある。電子書籍は組版の費用がかからないはずなのに、著作者への印税は紙と変わらない。

著作者はたいがい生活苦であり、電子配信で生活をまかなった著作者も少なくない。権利の一体化を望むなら、紙で刊行したら絶対に電子でも出す、と約束してほしい。勉強会の提言と文化庁のまとめが違うというが、世の中の流れが文化庁のまとめに反映されたことを理解してもらいたい。

榊原氏：里中さんの意見に近い。隣接権に始まった出版権をめぐる議論の場が文化庁に移ったのは、JEITAもヒアリングを受けたように、多くの人から意見を聞くためだ。誰にとっても100%満足できるような結果はない。権利の創設はJEITAにとっては妥協である。文化庁のまとめは多くの人意見の結果。尊重していただきたい。

三田氏：勉強会の出発点は「出版社の権利獲得」と「著作権管理センターの創設」にあった。いつのまにか「出版社の権利」だけが議題となっているのは残念だ。法律が改正されれば著作権の管理もさらに大変になる。利用者の利便性のためにも、著作権に関する集中処理センターを早急に作る必要がある。

作品そのものが「版面」であるような漫画家や写真家は、法改正したときに著作者としての権利が必ず守られるか不安に感じている。文芸作家も著作者団体のひ

とつとして漫画家や写真家の団体と足並みを揃える。出版界には「文芸版 JASRAC」のよう仕組みを作って、著作者の権利を守るようなプランを出していただきたい。

小寺氏：デッドコピーの蔓延に対して改正の骨子案が有効に機能するか、不安がある。

海賊版には小説などの「テキスト」と漫画などの「図画」がある。テキストの海賊版は、紙を OCR で読み取り、デジタルデータとして抽出する。このデータは画面で拡大すると、読みやすいように自動的に改行するので、もとの紙面と違う形になってしまい、「もとの紙」が特定できなくなる。一方、図画は電子化にあたってコマ割りの形を崩さないで、「もとの紙」へのトレーサビリティは高い。テキストの海賊版に関しては、この改正骨子は有効ではない。

平尾氏：植村氏、相賀氏、高須氏と同じ意見だ。紙と電子の一体化は、出版理念に関わる問題。薬に例えるなら、紙の本は新薬。規模は違うが、コストとリスクと手間がかかっている。ビジネスにならないこともある。電子はジェネリック薬品。安価なジェネリックを並行販売されたら新薬は売れない。「電子出版権」とは、新薬開発者と別のところがジェネリックを同時に販売していいという話だ。高須さんのご意見にもあったように、中小出版社は、その刊行物を、別のところから安価な電子書籍で刊行されたら、対抗できない。里中先生のご意見も理解するが、良心的出版社もある。理念の問題とテクニカルな問題を混同しないでいただきたい。

佐藤氏：出版権が独占権として設計され、最許諾が許されなかったという経緯を考えれば、出版という行為の理念が理解していただけたらと思う。知の再生産のためには、著作物が守られなければならないとこれまで主張してきた。「電子出版権」とは「流通権」というべきもので、「出版」という名が付けられているが、「出版権」の理念を溶解させてしまうものである。容認できない。

文化庁の小委員会での議論の進め方にも問題がある。著作者も出版者も望んでおらず、委員会で議論もされていない「サブライセンス」についての記述が「中間まとめ（案）」にある。今回の文化庁案は、将来の日本文化を破壊する案だと考えている。

中山氏：著作者の弱さは誰も守ってくれない。弱者の権利は、団結することでしか守れない。日本の出版界は、日本語という擁壁に守られて特殊性を保ってきたが、今は状況が変わった。プラットフォームを備えたアメリカ企業に対して、ヨーロッパはパブリックセクターで守ろうとしている。

樺山氏：中山先生の意見に賛成する。どうやって戦うか、戦いの場所はどこか、専門家の意見を聞かせていただきたい。

肥田氏：それでは中川座長、まとめをお願いいたします。

◇中川座長まとめ

議論の落としどころを作らなくては前に進みません。共通目的を大切にしながら進めましょう。文化庁の議論と並行して、われわれも落としどころを掴んでゆきましょう。「文芸版 JASRAC」やナショナルアーカイブ構想も達成して行きたい。

さらに、クールジャパンにのっとり、文芸を含めた日本語コンテンツを海外へ展開してゆく、という発想が望まれます。世界市場に向けての発展を視野に、著作権をグローバルスタンダードから考えてみてはどうでしょうか。

文化庁の議論は肝心なところがペンディングであるようです。並行して議論を進めていきましょう。